

令和 8・9 年度における北海道の保険料率（医療分）（案）について

▽ 均等割額	59,963円	… 被保険者一人ひとりに等しく賦課される額
		【現行】 52,953円（ 7,010円増 ・ +13.24% ）
▽ 所得割率	11.61%	… 本人の所得に応じた額
		【現行】 11.79%（ -0.18ポイント ）
一人当たり保険料 （軽減前）	113,230円	
		【現行】 99,910円（ 13,320円増 ・ +13.33% ）

■ 保険料率算定の根拠

A 費用の見込 **2兆826億円**

医療給付費 : 2兆651億円 その他費用等 : 175億円

B 収入の見込 **1兆8,665億円**

国・道・市町村負担金等 : 1兆524億円 後期高齢者交付金 : 7,921億円
 保険料上昇抑制策（剰余金・道財政安定化基金の活用） : 220億円

C	保険料の必要額	(A - B)	2,161億円
D	保険料収納率の見込		99.54%
E	保険料の負担となる額（賦課総額）	(C ÷ D)	2,171億円
F	令和 8・9 年度の被保険者数見込		191万7,125人
G	一人当たり保険料（軽減前）	(E ÷ F)	113,230円
H	一人当たり保険料（軽減後）		87,543円

○ 賦課限度額及び賦課割合

【賦課限度額】 80万円 → 85万円 【賦課割合】 均等割：所得割 = 53：47

○ 保険料軽減に係る所得判定基準の見直し

【2割軽減】 43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数)

→ 43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数)

【5割軽減】 43万円 + (30.5万円 × 世帯の被保険者数)

→ 43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数)

【7割軽減】 43万円 ※変更なし

○ 7割軽減対象者に対し、国の財源措置に基づき、医療分均等割をさらに減額（計7.2割の減額）

■ 令和 8・9 年度年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

年金収入	均等割軽減	年間保険料 (R8-R9)	現行年間 保険料 (R7)	保険料 増加額
1,530,000 円	7.2割	16,700 円	15,800 円	900 円
1,680,000 円	7.2割	34,200 円	33,500 円	700 円
1,985,000 円	5割	82,800 円	80,100 円	2,700 円
2,240,000 円	2割	130,400 円	126,000 円	4,400 円
2,500,000 円	無	172,500 円	167,300 円	5,200 円

令和8年度における北海道の保険料率（子ども分）（案）について

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定する。

▽ 均等割額	1,364円	… 被保険者一人ひとりに等しく賦課される額
▽ 所得割率	0.28%	… 本人の所得に応じた額
一人当たり保険料 (軽減前)	2,623円	

■ 保険料率算定の根拠

A 費用の見込 24億8,528万円

支援納付金額 : 24億8,528万円

B 保険料の必要額		24億8,528万円
C 保険料収納率の見込		99.54%
D 保険料の負担となる額（賦課総額）	(B ÷ C)	24億9,676万円
E 令和8年度の被保険者数見込		95万1,978人
F 一人当たり保険料（軽減前）	(D ÷ E)	2,623円
G 一人当たり保険料（軽減後）		2,064円

○ 賦課限度額及び賦課割合

【賦課限度額】 21,000円

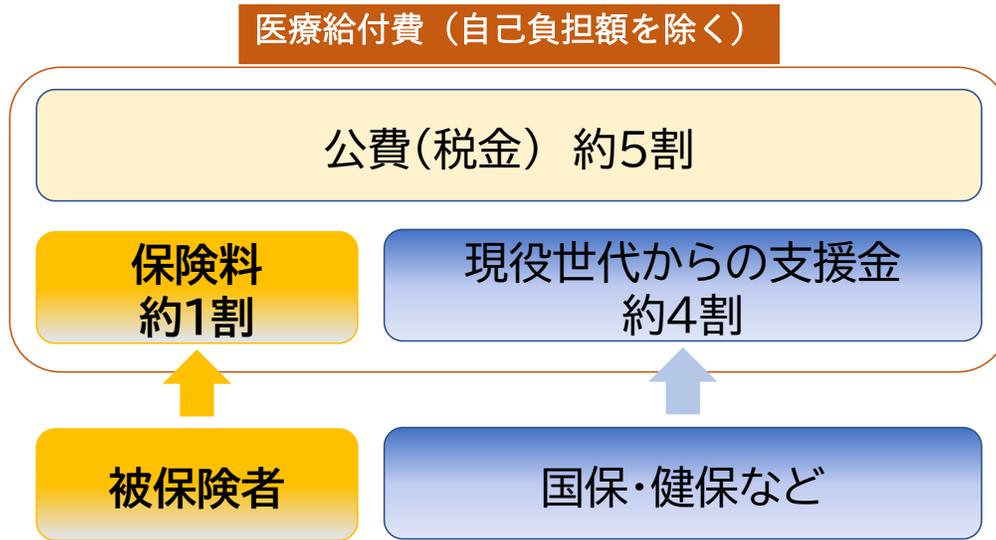
【賦課割合】 均等割：所得割 = 52：48

■ 令和8年度年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

年金収入	均等割軽減	年間保険料 (R8)
1,530,000円	7割	400円
1,680,000円	7割	800円
1,985,000円	5割	1,900円
2,240,000円	2割	3,000円
2,500,000円	無	4,000円

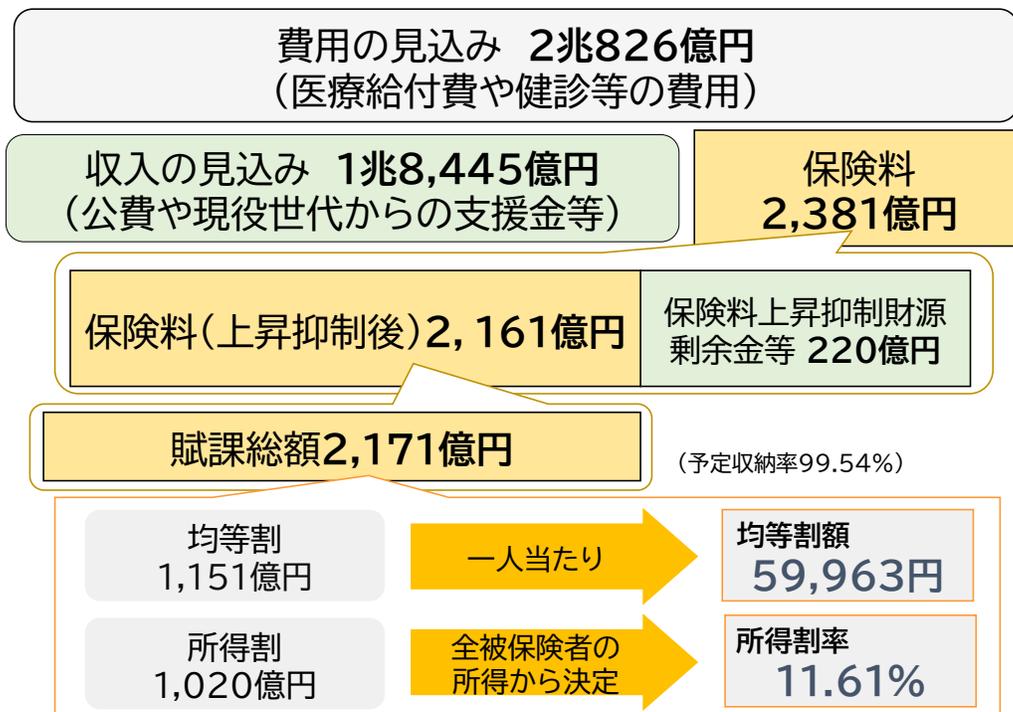
後期高齢者医療制度の仕組み

< 医療費の財源 >



1

医療分保険料率の算出内容(令和8・9年度)



2

医療分保険改定のポイント

1. 診療報酬改定

- ・ 本体+3.09%、薬価▲0.86%、材料価格▲0.01%

2. 後期高齢者負担率見直し

〔現行〕12.67%→〔R8・9〕13.27%

3. 高額な医療費に対する国及び都道府県負担金の基準見直し

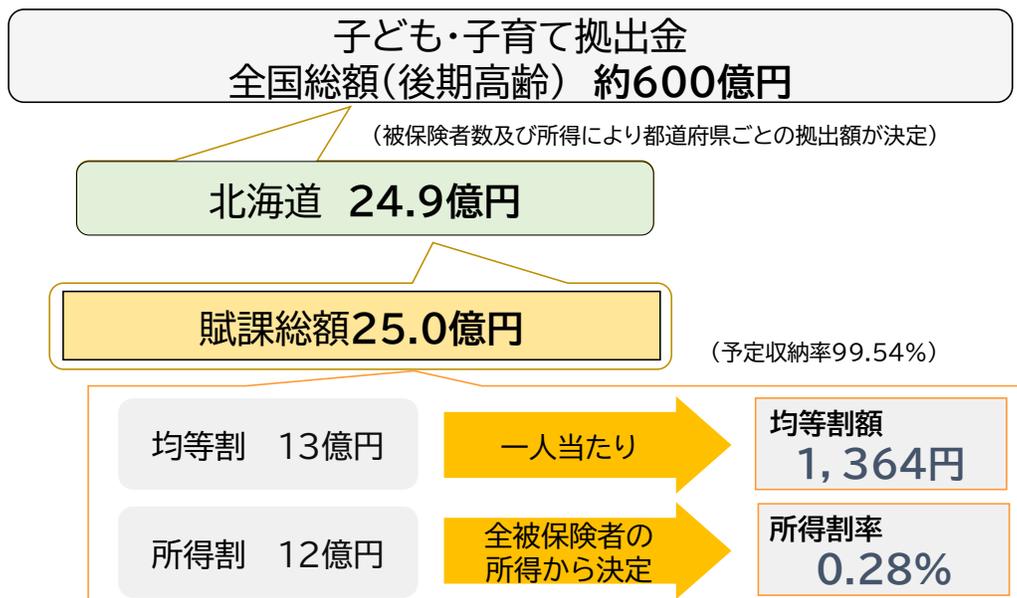
4. 低所得者に対する保険料の減額

- ① 経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割軽減基準を拡大
- ② 国の財源措置に基づき、7割軽減対象者に対し、医療分均等割をさらに減額（計7.2割の減額）

3

子ども分保険料率の算出内容（令和8年度）

国が決める拠出金額等に基づき保険料率を算定



4